有害物質使用中の事業者はご確認を!

水質汚濁防止法の一部が改正されました

平成23年6月22日に水質汚濁防止法が改正され、平成24年6月1日から完全施行されることになりました。主な改正点は以下の3点です。

1 届出対象施設の拡大(法第5条第3項、令第4条の4関係)

有害物質貯蔵指定施設を設置する際は、保健所への事前届出が必要になりました。また、公共用水域へ水を排出しない有害物質使用特定施設を設置する際も、保健所への事前届出が必要になりました。

これらの施設には構造基準が課せられ、定期的な点検が義務付けられました。

①有害物質貯蔵指定施設とは?

政令で指定された有害物質(26種類)*^{注1}を含む液状の物を貯蔵・使用する施設が「有害物質貯蔵指定施設」に該当します。

なお、常時移動させながら使用するものは「施設」ではないため「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。ただし、一定期間、一定の場所に物理的に固定して使用するケースではドラム缶等であっても「有害物質貯蔵指定施設」に該当します。

また、温度や圧力を変えて液体状で貯蔵していても、常温常圧で気体となるような有害物質を貯蔵する施設は「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。

事業所の施設が「有害物質貯蔵指定施設」にあたるかどうか判断が難しい場合は保健所までご相談ください。



②公共用水域へ水を排出しない有害物質使用特定施設とは?

今回の改正では、今まで届出を要さなかった「特定施設」のうち、政令で指定された有害物質(26種類)*注1を使用するものが「有害物質使用特定施設」としてすべて事前の届出対象となりました。

「特定施設」は政令別表 1 で定められた施設をいい、特定施設を設置する場合は今までも事前の届出義務がありましたが、今回の改正により、今まで届出対象外だった「公共用水域へ水を排出しない特定施設」についても届出が必要となりました。なお、既に事業所内の施設が特定施設として届出されている場合は今回新たに「公共用水域へ水を排出しない特定施設」を届出する必要はありません。

事業所の施設が届出の必要な「有害物質使用特定施設」にあたるかどうか判断が難しい場合は保健所までご相談ください。

有害物質一覧

1カドミウム及びその化合物 2シアン化合物 3有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) 4鉛及びその化合物 5 六価クロム化合物 6 砒素及びその化合物 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 8 ポリ塩化ビフェニル 9 トリクロロエチレン 10 テトラクロロエチレン 11 ジクロロメタン 12 四塩化炭素 13 1,2-ジクロロエタン 14 1,1-ジクロロエチレン 15 シス-1,2-ジクロロエチレン 16 1,1,1-トリクロロエタン 17 1,1,2-トリクロロエタン 18 1,3-ジクロロプロペン 19 チウラム 20 シマジン 21 チオベンカルブ 22 ベンゼン 23 セレン及びその化合物 24 ほう素及びその化合物 25 ふっ素及びその化合物 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

*注1:塩化ビニルモノマー、1,2・ジクロロエチレン、1,4・ジオキサンの3物質について今後追加される可能性があります。(\mathbf{v} 成24年5月25日より追加されています。)

③どんな手続きが必要ですか?

平成24年6月1日時点で①又は②の施設を既に設置している方

→同年 6 月 30 日までに保健所へ特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用届出書を提出する必要があります。構造基準の適用は 3 年間猶予されますが、定期点検義務を果たす必要があります。

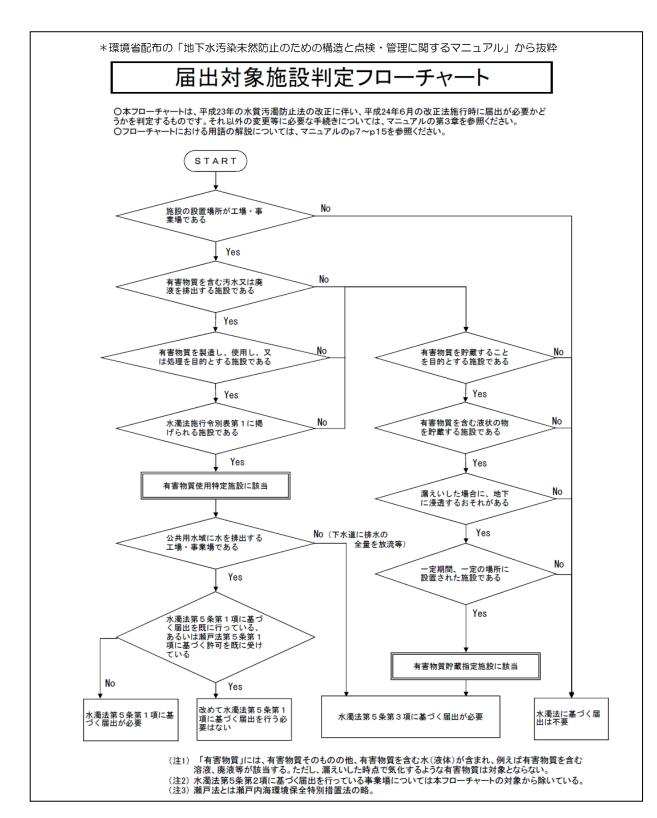
平成24年6月1日以降に①又は②の施設を設置する方

→工事着手の 60 日前までに保健所へ特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出書を提出 する必要があります。この場合、施設は新しい構造基準を満たす必要があります。また、定期 点検義務も果たす必要があります。

*各届出の様式や記入方法については、保健所までご相談ください。

参考1)「届出対象施設の拡大」どう変わったの?

F				
	改正前	改正後		
	・特定施設(公共用水域へ水を排出し	・特定施設(公共用水域へ水を排出しな		
	ない施設は除外)	い施設は除外)		
届出対象	・有害物質使用特定施設(公共用水域	・有害物質使用特定施設(すべて)		
	へ水を排出しない施設は除外)			
		・有害物質貯蔵指定施設		
	設置者に義務付けられた届出の内容			
内容	・平成 24 年 6 月 1 日時点で設置済み	y→同年6月 30 日までに届出		
	・平成 24 年6月1日以降に設置→1	事着手 60 日前までに届出		



参考)水質汚濁

表	止法施行令別 第一に定める 定施設一覧	
8	名 称	
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 選鉱施設 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さ・の 水分離施 設	- Pine
1 Ø 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲しいますがあるもので、次に掲しいであるものがある。 1 解析が50平業場に係るものを終く。) □ 牛房施設(牛房の総面積が200平第場に係るものを除く。) ハ 面積が500平第場に係るものを除く。)	- Parameter
2	畜産食料品製造業の用に 供する施設であつて、次 に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施 設を含む。) ハ 湯煮施設	
3	水産食料品製造業の用に 供する施であつて、次に 掲げるもの イ 水産動物原料処理施 設 二 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯素施設	Ī
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設	Ī

二 湯煮施設

5	みそ、しくが、 食用アミノ酸、 りかく できょう できます できます できます できます できます かく かく かく できます できます かく できます いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	
	へ ろ過施・	
6	小麦粉製造業の用に供す る洗浄施設	
7	砂糖製造業の用に供する 施設であって、次に掲げ るもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設 を含む。) ハ ろ過施施設 エ 分離施設 ホ 精製施設	
8	パン若しくは菓子の製造 業又は製あん業の用に供 する粗製あんの沈でんそ う	
9	米菓製造業又はこうじ製 造業の用に供する洗米機	
10	飲料製造業の用に供する 施設であつて、次に掲げ るもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設 (洗びん施 設を含む。) ハ 搾汁施設 二 ろ過施設 木 湯煮施設 へ 繁りゆう施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業の用に 供する施設であつて、次 に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設	

	二分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 原料処理施設 洗浄施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 原料処理施設 口 ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供す る湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の 用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製 造業の用に供する抽出施 設
18	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイ 原料処理施設 口 場煮施設 ハ 洗浄施設
18 <i>o</i> 3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業者しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるものイまゆ湯煮施設 副蚕処理施設 ハ原料浸せき施設 ニ精練機及び精練そうホシルケット機へ漂白機及び漂白そうト染色施設

	チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	
20	洗毛業の用に供する施設 であつて、次に掲げるも の イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	2
21	化学繊維製造業の用 "供する施設であつて、次に掲げるものイ 湿式紡糸施設 リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	2
21 0 2	一般製材業又は木材チツ プ製造業の用に供する湿 式バーカー	2
21 0 3	合板製造業の用に供する 接着機洗浄施設	
21 の 4	パーテイクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 湿式パーカーロ 接着機洗浄施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイ 湿式バーカーロ 薬液浸透施設	2
23	パルプ、紙知工品の製造業の用に供べる施設であって、次に掲げるものイ原料浸せき施設ロ湿式が、一個大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイ 自動式フイルム現像洗浄施設	2

_				
_	薬液浸透施設			
	のり抜き施設			
_	WY JACINER			L
==	業の用に供する体≤€		24	
	業の用に供する施設 つて、次に掲げるも			
)	2 (()((=,0,) 0 0			
,	洗毛施設			
	洗化炭施設			
	NOTO DE JIEUX			
- ≥	繊維製造業の用 供			
る	施設であつて、次に			
げ	るもの	J		
	湿式紡糸施設		05	
	リンター又は未精練		25	
	維の薬液処理施設			
١	原料回収施設			
_	34112322			
ሰљ፥	割けせ業カロキナナイン			
制	製材業又は木材チツ 造業の用に供する湿	Į		
バ	一力一		26	
			26	
板	製造業の用に供する			
看	機洗浄施設			
_				
۲ <u>–</u>	テイクルボード製造			
シフ	用に供する施設であ 、次に掲げるもの			
	湿式バーカー			
)	接着機洗浄施設	Į		L
			07	
材	薬品処理業の用に供		27	
る	施設であつて、次に		27	
るげ	施設であつて、次に るもの		27	
るげ	施設であつて、次に		27	
はる。	施設であつて、次に るもの		27	
はる。	施設であつて、次に るもの 湿式バーカー		27	
「る」	施設であつて、次に るもの 湿式バーカー 薬液浸透施設 プ、紙又は紙加工品		27	
るげ、コール製	施設であつて、次に るもの 湿式バーカー 薬液浸透施設 ブ、紙又は紙加工品 造業の用に供る施		27	
「るげ、」 一 ル製で	施設であつて、次にるもの 湿式バーカー 薬液浸透施設 ブ、紙又は紙加工品 造業の用に供る施 あつて、次に掲げる		27	
はい こう	施設であつて、次にるもの 湿式バーカー 薬液浸透施設 ブ、紙又は紙加工品 造業の用に供る施 あつて、次に掲げる		27	
「るげ、コーパ製での、	施設であつて、次にるもの 温式パーカー 薬液浸透施設 プ、紙又は紙加工品 造業の用に供る施 あつて、次に掲げる 原料浸せき施設		27	
「るげ、コーパ製での、	施設であつて、次にるもの 湿式バーカー 薬液浸透施設 ブ、紙又は紙加工品 造業の用に供る施 あつて、次に掲げる		27	
「おり、」「い製での」	施設であつて、次にるもの 温式パーカー 薬液浸透施設 プ、紙又は紙加工品 造業の用に供る施 あつて、次に掲げる 原料浸せき施設		27	
「はいいであります」 「いいないののです」 (人)製での	施設であつて、次にるもの 温式バーカー 薬液浸透施設 ブ、紙又は紙加工品 造業の用に供べる施 あつて、次に掲げる 原料浸せき施設 湿式バーカー		27	
「は、 コー パ製での	施設であつて、次に るもの 温式パーカー 薬液浸透施設 プ、紙又は紙加工品 造業の用に供いる施 あつて、次に掲げる 原料浸せき施設 温式パーカー 砕木機 蒸解施設		27	
「おり、」 「パン製での」 ハニ マ	施設であつて、次に るもの 温式パーカー 薬液浸透施設 プ、紙又は紙加工品 造業の用に供べる施 あつて、次に掲げる 原料浸せき施設 温式パーカー 砕木機 蒸解施設 蒸解解施設 蒸解解液濃縮施設		27	
「閉)」 『別覧の コハニマハ	施設であつて、次に るもの 湿式パーカー 薬液浸透施設 ブ、紙又は紙加工品 造業の用に供する施 あつて、次に掲げる 原料浸せき施設 湿式パーカー 体木機 蒸解解・液濃縮施設 チップ洗浄施設及び		27	
「弱)」 「パ)毀ら) コ ハ ニ 、 パ ろげ	施設であつて、次に るもの 湿式パーカー 薬液浸透施設 ブ、紙又は紙加工品 造業の用に供る施 あつて、次に掲げる 原料浸せき施設 湿式パーカー 砕木機 蒸解廃液濃縮施設 チップ洗浄施設 びルブ洗浄施設		27	
「は、」(『のとう) コート トート こうげん 一 ル製での	施設であって、次に るも式パーカー 薬液浸透施設 プ、紙又は紙加工品 造業の用に次に掲げる施 あつて、次に掲げる施 の用に次に掲げる施 の用に次に掲げる 原料浸した。 のを表する。 のは、次に表する のは、表する のは、次に表する のは、次に表する のは、表する のは、次		27	
「間、」 「『別との」 ハー・ハー・ニ	施設であった。次に を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で		27	
「間)」 『別覧の コハニ マ パーを	施設であって、次に るもの 湿式 浸透施設 ブ、紙の用次では低加工品 造あって、次さ施設 ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		27	
17間, コーパ00050 ハニ ホーハー ニッコール製での	施設であって、次に るものった。 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に		27	
「間、 コーパ)段50 / コハニ マ ハニ を リスるげ	施設であった。次に 記をのの 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に		27	
「間、 コーパ)段50 / コハニ マ ハニ を リスるげ	施設であって、次に るものった。 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に		27	
「間、 コーパ)段50 / コハニ マ ハニ を リスるげ	施設であった。次に 記をのの 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に 一次に		27	
「間,」 『ひなら,」 ハニ ホ 、 ハニ トロ スレ 間るげ	施設であって、次に る記であって、次に る記であって、次に る記であった。 一次である。 一次である。 では紙加工品である。 には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では		27	
「間,」 『ひなら,」 ハニ ホ 、 ハニ トロ スレ 間るげ	施設であって、次に る記であって、次に る記であって、次に る記であった。 一次である。 一次である。 では紙加工品である。 には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では			
「間,」 『ひなら,」 ハニ ホ 、 ハニ トロ スレ 間るげ	施設であった。次に おきない。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である		27	
「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設の「大阪に ない			
「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設であった。次に おきない。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である			

現像洗浄施設 化学肥料製造業の用に供 する施設であつて、次に 掲 るもの イ ろ過施設 □ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 二 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 水銀電解法によるか性ソ ーダ又はか性カリの製造 業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 29 □ 電解施設 無機顔料製造業の用に供 する施設であつて、次に 施設 掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔 料製造施設のうち、遠 心分離機 二 群青製造施設のう ち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設 前2号に掲げる事業以外 の無機化 工業製品製造 業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの イ ろ過施設 □ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のう ち、亜硫酸ガス冷却洗 浄施設 二 活性炭又は二硫化炭 素の製造施設のうち、 ホ 無水けい酸製造施設 のうち、塩酸回収施設 へ 青酸製造施設のう ち、反応施設 ト よう素製造施設のう ち、吸着施設及び沈で ん施設 32 チ 海水マグネシア製造 施設のうち、沈でん施 1 リ バリウム化合物製造 施設のうち、水洗式分 別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設 カーバイト法アセチレン ・導品製造業の用に供す 33 る施設であつて、次に掲

自動式感光膜付印刷版 げるもの イ 湿式アセチレンガス 発生施設 ロ さく酸エステル製造 施設のうち、洗浄施設 及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニルアルコー ル製造施設のうち、メ チルアルコール蒸りゆ ニ アクリル酸エステル 製造施設のうち、蒸り ゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー 洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマ 一洗浄施設 コールタール製品製造業 の用に供する施設であつ て、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄 34 □ 静置分離器 ハ タ ル酸ソーダ硫酸 分解施設 発酵工業(第5号、第10 号及び第13号に掲げる 事業を除く。)の用に供 する施設であつて、次に 掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 二 ろ過施設 35 メタン誘導品製造業の用 に供する施設であつて、 次に掲げるもの イ メチルアルコール又 は四塩化炭素の製造施 設のうち、蒸りゆう施 ロ ホルムアルデヒド製 36 造施設のうち、精製施 ハ フロンガス製造施設 のうち、洗浄施設及び ろ過施設 有機顔料又は合成染料の 製造業の用に供する施設 37 であつて、次に掲げるも イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキ の製造施設のうち、水 洗施設 ハ 遠心分離機 二 廃ガス洗浄施設 合成樹脂製造業の用に供 する施設であつて、次に

掲げるもの イ 縮合反応施設 □ 水洗施設 ハ 遠心分離機 二 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設の うち、ガス冷却洗浄施 設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造 施設のうち、溶剤蒸り ゆう施設 ト 中圧法又は低圧法に よるポリエチレン製造 施設のうち、溶剤回収 施設 チ ポリブテンの酸又は アルカリによる処理施 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設 合成ゴム製造業の用に供 する施設であつて、次に 掲げるもの イ ろ過施設 □ 脱水施設 ハ 水洗施設 ラテックス濃縮施 分離器 に掲げるもの イ 蒸りゆう施設 口 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 掲げるもの イ 廃酸分 施・ ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 て、次に掲げるもの イ 洗浄施設

- ハ ろ過施設 アクリロニトリル 製造施設のうち、急冷 施設及び蒸りゆう施 ホーアセトアルデヒド、 アセトン、カプロラク タム、テレフタル酸又 はトリレンジアミン の製造 設のうち、蒸 りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン 製造施設のうち、酸又 はアルカリによる処 理施設 ト イソプロピルアル コール製造施設のう ち、蒸りゆう施設及び 硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイ ド又はエチレングリ
- コールの製造施設の うち、蒸りゆう施設及
- リ 2ーエチルヘキシ ルアルコール又はイ ソブチルアルコール の製造施設のうち、縮 合反応施設及び蒸り ゆう施設

トリレンジイソシ

アネート又は無水フ

タル酸の製造施設の

ヲ ノル・ルパラフイン

うち、ガス 切洗浄施

製造施設のうち、酸又

はアルカリによる処

理施設及びメチルア

ルコール蒸りゆう施

イド又はプロピレン

グリコールのけん化

ン製造施設のうち、水

メチルメタアクリ

レートモノマー製造

及びメチルアルコー

ヨ 施設のうち、反応施設

ワ プロピレンオキサ

カ メチルエチルケト

蒸気凝縮施設

儿回収施設

タ 廃ガス洗浄施設

石けん製造業の用に供す

る施設であつて、次に掲

75濃縮施設

- ヌ シクロヘキサノン 製造施設のうち、酸又 はアルカリによる処 理施設
- ホ スチレン・ブタジエ ンゴム、ニトリル・ブ タジエンゴム又はポ リブタジエンゴムの 製造施設のうち、静置
- 有機ゴム薬品製造業の用 に供する 設であつて、次
- 合成洗剤製造業の用に供 する施設であつて、次に
- 前6号に掲げる事業以外 の石油化学工業(石油又 は石油副生ガス中に含ま れる炭化水素の分解、分 離その他の化学的処理に より製造される炭化水素 又は炭化水素誘導品の製 造業をいい、第51号に 掲げる事業を除く。)の 用に供する施設であつ

□ 分離 設

38

39

イ 原料精製施設 □ 塩析施設

げるもの

硬化油製造業の用に供す る施設であつて、次に掲 げるもの

	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	5
40	脂肪酸製造業の用に供す る蒸りゆう施設	5
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイ 洗浄施設 由出施設	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイ原料処理施設ロ石灰づけ施設ハ洗浄施設	5
43	写真感光材料製造業の用 に供する感光剤洗浄施設	2
44	天然樹脂製品製造業の用 に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	5 0
45	木材化学工業の用に供す るフルフラール蒸りゆう 施設	5.
46	第28号から前号までに 掲げる事業以外の有機化 学工業製品製造業の用に 供する施設であつて、次 に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラシン製造施設 のうち、濃縮施設	5
	二 廃ガス洗浄施設	
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設	
	ろ過施設 分離施設 力能施設 混合施設(水質汚濁 防止法施行令第2条各 号に掲げる物質を含有 する物を 混合するものに限 る。以下同じ。)	5
40	ホ 廃ガス洗浄施設 火薬製造業の用に供する	5
48	洗浄施設	5
49	農薬製造業の用に供する 混合施設	5
		3

0	水質汚濁防止法施行令第 2条各号に掲げる物質を 含有する試薬の製造業の		
_	用に供する試薬製造施設		5
1	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		
	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施 設		
	ハ 脱硫施設 二 揮発油、灯油又は軽		5
	油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設		
1	自動車用タイヤ若しくは 自動車用チユーブの製造 業、ゴムホース製造業、エ	Ī	e
:	業用ゴム製品製造業(防振 ゴム製造業を除く。)、更		6
	生タイヤ製造業又はゴム 板製造業の用に供する直 接加硫施設		C
1	医療用若しくは衛生用の ゴム製品製造業、ゴム手袋 製造業、糸ゴム製造業又は		
3	ゴムバンド製造業の用に 供するラテツクス成形型 洗浄施設		
2	皮革製造業の用に供する 施設であつて、次に掲げ るもの		6
	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設		
	ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設		
	ホー染色施設		
3	ガラス又はガラス製品の 製造業の用に供する施設 であつて、次に掲げるも		
	のイ研磨洗浄施設	1	6
	ロ 廃ガス洗浄施設		
4	セメント製品製造業の用 に供する施設であつて、 次に掲げるもの		
	イ 抄造施設 ロ 成型機		
	ハ 水養生施設(蒸気養 生施設を含む。)		
5	生コンクリート製造業の 用に供するパツチヤープ		6
	ラント		-
5	有機質砂かべ材製造業の 用に供する混合施設		6
7	人造黒鉛電極製造業の用		

令第	58	
施設 		
う施	59	
な軽 g	99	
くは 製造 業、エ (防振	60	
(防振)、更 ゴム る直	61	
用の ム手袋 業又は 用に 形型		
する 掲げ	62	
三		
品の 施設 ずるも	63	
ž	55	
がの用って、		
気養		
業の ープ	63 の 2	
業の	63 Ø	:
の用	3	1

	に供する成型施設	6
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイ 水洗式破砕施設 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	•
59	砕石業の用に供する施設 であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水 式分別施設	
60	砂利採取業の用に供する 水洗式分別施設	
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イタール及びガス液分離施設 カストカル浄施設 ハ 圧延施設	
	ハ 圧延旭設 二 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	•
62	非鉄金属製造業の用に供する施設でない。 掲げるものイ 還元そうロ電解施設(溶融塩電解施設を除く。)ハ 焼入れ施設エ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設へ 湿式集じん施設	•
63	金属製品製造業又は機械 器具製造業(武器製造業 を含む。)の用に供する 施設であつて、次に掲げるの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は 鉛電極の化成施設 二 水銀精製施設 木 廃ガス洗浄施設	•
63 の 2	空きびん卸売業の用に供 する自動式洗びん施設	
63 の 3	石炭を燃料とする火力発 電施設のうち、廃ガス洗浄 施設	

		_
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものイタール及びガス液分離施設 プス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	6
64 の 2	水道施設(米道法(昭和32年法律第177号のるものをいう。3条第8項に規工業用素達解的の表別を13年法律第84号の表別を13年法律第84号の表別を13年の表別を19年間を19年間を19年間を19年間を19年間を19年間を19年間を19年間	6
	除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	6
65	酸又はアルカリによる表 面処理施設	
66	電気めつき施設	
66 の 2	旅館業 (旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号)第 2条第 1項に規定するもの (下信営業を除く。)をいう。)をいう。か用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗たく施設	6
66 Ø	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるおゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平式・トル末満の事業場に係るものを除く。)	6
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	
66 の 5	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。) に設置されるちゆう 房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業	
	場に係るものを除く。)	7

66 Ø 6	そは広、つくんは、9 しんは、9 しんは、りとんば、9 実不店その他の日前のほか、 喫茶店その他の食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。) に掲げるものを除く。) は総床面積が630 平方メートル末満の事業場に係るものを除く。)	
66 の 7	料亭、バー、キャバレー、 ナイトクラブその他これ らに類する飲食店で設備 を設けて客の接待をし、又 は客にダンスをさせるも のに設置される方ゆう房 施設、総本の積が1.500 平方メートル未満の事業 場に係るものを除く。)	
67	洗たく業の用に供する洗 浄施設	
68	写真現像業の用に供する 自動式フイルム現像洗浄 施設	
68 の 2	病院(医療法(昭和23 年法律第205号)第1 条の5第1項に規定する ものをいう。以下同じ。) で病床数が300以上で あるものに設置される施 設であつて、次に掲げる もの イ ちゆう房施設 口 洗浄施設	
69	ハ 入浴施設 と畜業又は死亡獣畜取扱 業の用に供する解体施設	
69 Ø 2	中央卸売市場(卸売市場 法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)イ 卸売場	
69 Ø 3	地方卸売市場 (卸売市場 法第2条第4項に規定するもの(知利・1年) 第2条第4項に規定するもの(昭和 46年取令第221号) 第2条第2。)をいう。かをいう。かをいう。かをいう。かをいう。からで、次にないのであって、次にののでは、ののでは、ののでは、のの平方メートのを除く。) イ 卸売場	
70	廃油処理施設(海洋汚染及	

び海上災害の防止に関す

フげた こりんた オレル 70 ロ 廃棄物の処理及び

る法律(昭和45年法律第 71 136号) 第3条第14号 の に規定するものをいう。) 5 自動車分解整備事業(道路 運送車両法(昭和26年法 律第 185号) 第77条に 71 規定するものをいう。以下 の 同じ。) の用に供する洗車 6 施設(屋内作業場の総面積 が800平方メートル未満 の事業場に係るもの及び 次号に掲げるものを除 72 <。) 自動式車両洗浄施設 科学技術(人文科学のみ に係るものを除く。) に 関する研究、試験、検査 又は専門教育を行う事業 73 場で環境省令で定めるも のに設置されるそれらの 74 業務の用に供する施設で あつて、次に掲げるもの (→注) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 一般廃棄物処理施設(廃棄 物の処理及び清掃に関す る法律(昭和45年法律第 137号) 第8条第1項に 規定するものをいう。) で ある焼却施設 産業廃棄物処理施設 (廃 棄物の処理及び清掃に関 する法律第15条第1項 に規定するものをいう。) のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施 行令(昭和 46 年政令 第300号) 第7条第 1号、第3号から第6 号まで、第8号又は第 11号に掲げる施設で あつて、国若しくは地 方公共団体又は産業 廃棄物処理業者(廃棄 物の処理及び清掃に 関する法律第2条第 4項に規定する産業 5 保健所 廃棄物の処分を業と して行う者(同法第 6 14条第4項ただし書 の規定により同項本 7 文の許可を受けるこ 8 とを要しない者及び 同法第 14 条の4第 9 4項ただし書の規定 により同項本文の許 可を受けることを要

しない者を除く。) を

いう。) が設置するも

清掃に関する法律施 行令第7条第12号 から第 13 号までに

掲げる施設

 σ

トリクロロエチレン、テト ラクロロエチレン又はジ クロロメタンによる洗浄 施設(前各号に該当するも のを除く。) トリクロロエチレン、テト ラクロロエチレン又はジ クロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するもの を除く。) し尿処理施設(建築基準法 施行令(昭和25年政令第 338号) 第32条第1項 の表に規定する算定方法 により算定した処理対象 人員が500人以下のし尿 浄化槽を除く。) 下水道終末処理施設 特定事業場から排出され る水(公共用水域に排出さ れるものを除く。) の処理 施設(前2号に掲げるもの を除く。)

25 日に新たな特 定施設が追加され ていますのでご注 意ください。(未掲

※平成 24 年 5 月

(注) 環境省令で定めるもの

- 国又は地方公共団体の試験 研究機関(人文科学のみに係 るものを除く。)
- 2 大学及びその附属試験研究 機関(人文科学のみに係るも のを除く。)
- 3 学術研究(人文科学のみに 係るものを除く。) 又は製品 の製造若しくは技術の改良、 考案若しくは発明に係る試験 研究を行う研究所(前2号に 該当するものを除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関す る学科を含む専門教育を行う 高等学校、高等専門学校、専 修学校、各種学校、職員訓練 施設又は職業訓練施設
- 検疫所
- 動物検疫所
- 植物防疫所
- 家畜保健衛生所
- 検査業に属する事業場
- 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

2 構造基準と使用基準・定期点検義務の創設(法第12条の4、法第14条第5項、規則第8条の2関係)

有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設には新たに構造基準と使用方法の基準が課せられ、また、定期的な点検が義務付けられました。 NG!

①対象となる施設は?

今回の改正で新たに届出対象となった「有害物質貯蔵指定施設」や、既設を含めたすべての「有害物質使用特定施設」が新しい構造基準・使用方法基準・定期点検義務の対象となります。

②新しい構造基準・定期点検義務とは?

床面及び周囲、施設本体、付帯する配管等(地上・地下)、排水溝等、地下貯蔵施設に対し、地下への漏洩・浸透を防ぐための**構造基準**が定められました。

ただし、漏えいがないことを定期点検の追加によって確認できる場合は、これら構造基準を緩和することができるものとされており、構造基準適合の度合いと定期点検頻度の組み合わせによってA基準からC基準までの3区分が定められることとなりました。

基準の3区分

<u>エ</u> ーり 0 222				
A基準	新設の施設を対象とした措置。構造基準を満たし、定期点検頻度は少ない。 平成24年6月1日以降に設置した施設はすべてA基準を満たさねばならない。			
B基準	既設の施設を対象とした措置。構造基準に適合しない分、定期点検頻度が高く、 方法も高度。			
C基準	既設の施設を対象に、3 年間限定で設けられた措置。構造基準に適合せず、定期点検頻度が高いが、点検方法は高度でない。			

^{*}基準詳細は別途案内をご覧ください。

③どの基準がかかりますか?

平成 24 年 6 月 1 日時点で既に設置されている施設はB基準又は 3 年間の期間限定でC基準が適用できます。新しい構造基準をクリアしている場合はA基準を適用することも可能です。

平成24年6月1日以降に設置する施設はすべてA基準が適用されます。

なお、既存の施設であっても平成24年6月1日以降に構造を変更する場合は、変更する部分についてはA基準が適用されますので注意してください。

④使用方法の基準とは?

平成24年6月1日以降に設置するすべての対象施設で、使用方法の基準の順守が義務付けられます。対象となった施設ではこの基準を守らなければなりません。特に、管理要領の作成を忘れないよう注意願います。なお、平成24年6月1日時点で既に設置されている施設は3年間に限り、この義務が適用猶予されますが、猶予期間中も適切な施設管理を心がけましょう。

使用方法の基準

- 1 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は有害物質を含む水が飛散・流出・地下浸透しない方法で行うこと。
- 2 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講すること。
- 3 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講するとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
- 4 使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領を定めていること。

⑤定期点検の記録は必要ですか?

平成24年6月1日以降は、すべての対象施設で定期点検が義務付けられます。この義務は適用猶予がありません。対象となった施設では基準区分に応じた項目・頻度で定期点検を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

なお、定期点検を行ったときは次の事項を記録する必要があります。

点検記録事項

- 1 点検を行った有害物質使用(貯蔵)特定(指定)施設等
- 2 点検年月日
- 3 点検の方法及び結果
- 4 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 5 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容



				改正内容				
	対象	有害物質	使用特	· · · · · · · · · · · · · ·				
		有害物質	貯留指	自定施設				
	項目	床面及び	周囲、	施設本体、付帯する配管等(地上・地下)、排水溝等、地下貯蔵施				
		設等の構	造。					
	内容	施設本体の床		次の①及び②に適合すること。又は③に適合すること。				
		面及び周囲		*ただし、床下から漏えいの有無を確認できる場合は除外。				
				①床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性材料にし、必				
				要に応じて耐薬品性・不浸透性を有する材質で被覆されている。				
				②防液堤等(防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受				
				皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置)が設けられてい				
				る。				
				③上の①②と同等以上の効果を有する措置が講じられている。				
		配管等	地	次の①又は②に適合すること				
			上	①漏洩防止に必要な強度を有する、劣化のおそれがない、配管外				
				面の腐食を防止している。				
				②漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置して				
				いる。				
☆ ⊏			地	次の①から③のいずれかに適合すること				
新し			下	①トレンチの中に設置され、トレンチの底面及び側面はコンクリ				
				ート、タイルその他の不浸透性材料にし、底面は必要に応じて				
構造				耐薬品性・不浸透性を有する材質で被覆されている。				
い構造基準				②漏洩防止に必要な強度を有する、劣化のおそれがない、配管外				
準				面の腐食を防止している。				
				③上の①又は②と同等以上の効果を有する措置が講じられてい				
		1.1. 1.3±1.66		3.				
		地下貯蔵施設		①地下浸透防止に必要な強度を有する、劣化のおそれがない、排 は滞然ままでの完全ない。 ************************************				
				水溝等表面の腐食を防止し、必要に応じて耐薬品性・不浸透性				
				を有する材質で被覆されている。				
				②上の①と同等以上の効果を有する措置が講じられている。 次の①又は②に適合すること				
				①イ タンク室内に設置されている、二重殻構造である、など漏 えいを防止する措置を講じた構造・材質である				
				スパを防止する指置を講びた構造・物質である ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講				
				じられている				
				ハ 地下貯蔵施設の内部の水位を表示する装置の設置など、内				
				部の水の量を確認できる措置が講じられている				
				②上の①と同等以上の効果を有する措置が講じられている				
				新設:猶予なし(A基準)				
	10 J. 10 G			既設:3年間に限り適用猶予(B基準、C基準のいずれかを適用)				
	 違反時の罰則			施設の一時停止命令がかかる場合があります。(この命令を無視し				
	た場合は1年以下の懲役又は百万円以下の罰金)							

^{*}詳しくは環境省で配布している「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照願います。



					改正内容			
Ż	対象			有害物質使用				
Į	項目			│ 有害物質貯留指定施設 │ 床面及び周囲、施設本体、付帯する配管等(地上・地下)、排水溝 │ 等、地下貯蔵施設などからの漏出有無				
P	内容	施設・設備		点検事項		点検回数		
						A基準	B基準	C基準 一月に一[
		施設本体 が設置さ れる床面 及び周囲	床下確 認不可	の他の異常の	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		1	
				防液堤等の 異常の有無	ひび割れその他の	一年に一回以上 一月に 以上		一月に一(以上
			床下確認可能	床の下へのの漏えいの	有害物質を含む水 有無	一月に一回以上		
		施設本体		施設本体の傷その他の	ひび割れ、亀裂、損 異常の有無			
				む水の漏え		一年に一 回以上	:	
		配管等	地上設置	常の有無	裂、損傷その他の異	一年に一回以上	六月に一回以上	
				水の漏えい		一年に一回以上	六月に一回以上	
			地 レ 力 に 設 置	常の有無	製、損傷その他の異	一年に一回以上一年に一	六月に一回以上六月に一回	一年に一[以上 一年に一[
				水の漏えい	の有害物質を含む の有無 面及び底面のひび	回以上	以上 六月に一回	以上 一年に一[
新					の損傷その他の異常	回以上	以上	以上
しい点検義務			地下設置	しくは水の 又はこれと よる配管等	部の気体の圧力も水位の変動の確認 同等以上の方法にからの有害物質を	回以上(条 件によっ て一月/三 月/三年に	-月に一回 以上(条件に よっては三 月に一回以 上)	一年に一I 以上
<i>17</i> 5		排水溝等			えい等の有無 ひび割れ、被覆の損 異常の有無	一回以上) 一年に一 回以上(条 件によっ て一月/三 月/三年に 一回以上)	六月に一回 以上	一月に一 以上
					らの有害物質を含への浸透の有無	なし	-月に-回 以上(条件に よっては三 月に-回以 上)	一年に一 以上(必 に応じて 宜)
	地下貯蔵施設		圧力もしく の確認又は 方法による	設の内部の気体の は水の水位の変動 これと同等以上の 地下貯蔵施設から を含む水の漏えい	一年に一回以上(条件によって一月/三月/三年に一回以上)	一年に一回 以上(必要に 応じて適宜)	一年に一 以上(必 に応じて 宜)	
				地下貯蔵施	設からの有害物質 漏えいの有無	なし	-月に一回 以上(条件に よっては三 月に一回以 上)	なし
3	猶予措置		既設: B基準の点検方法を適用。 3年間に限りC基準の点検方法を適用可能。 新設: A基準の点検方法を適用。					
5	点検記録項目と保管義務 違反時の罰則			記録項目				
				保管義務記録を3年間保存				
ì				三十万円以下の罰金				

^{*}詳しくは環境省で配布している「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照願います。

参考4)「使用方法の基準の創設」どう変わったの? (概要)

	対象	・有害物質使用特定施設			
新しい使用方法の基準		・有害物質貯留指定施設			
	内容	・有害物質を含む水の取扱い(飛散・流出・地下浸透の禁止)			
		・有害物質を含む水の補給状況・設備の作動状況の確認			
		・有害物質を含む水の漏洩時の措置(防止・回収・改善措置)			
		・管理要領の作成(使用の方法・点検の方法及び回数等)			
	猶予措置	新設:猶予なし(A基準)			
型 準		既設:3年間に限り適用猶予(B基準、C基準のいずれかを適用)			
	違反時の罰則	施設の一時停止命令がかかる場合があります。(この命令を無視した場合			
		は 1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金)			

^{*}詳しくは環境省で配布している「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照願います。

3 届出様式の改正(規則第3条様式第1 関係)

有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設の届出制度創設に併せて、既存の「特定施設設置(使用、変更)届出書」の様式が「特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書」として新しくなりました。

また、これに伴い「有害物質使用特定施設の該当の有無」や「特定施設の設備」など、届出書に記載すべき項目が新しく追加されました。

平成24年6月1日以降に特定施設や有害物質貯蔵指定施設の設置届出をする場合は、様式を間違えないよう注意しましょう。



宮城県環境対策課